

令和6年度

教職課程

自己点検・評価報告書

星槎大学

令和7年3月

星槎大学 教職課程認定学部・学科（免許校種・免許教科）一覧

学部の免許校種・免許教科

令和5（2023）年5月1日時点

大学 学部 学科	専攻	免許校種・免許教科
星槎大学 共生科学部 共生科学科 （通信教育課程）	共生科学専攻	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種免許状（公民） 特別支援学校教諭一種免許状 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
	初等教育専攻	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
	スポーツ身体 表現専攻	中学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（保健体育）
	グローバル コミュニケー ション専攻	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）

大学院の免許校種・免許教科

令和5（2023）年5月1日時点

大学院 研究科	専攻	免許校種・免許教科
星槎大学大学院 教育学研究科 （通信教育課程）	教育学専攻 （修士課程）	小学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者）
星槎大学大学院 教育実践研究科 （通学課程）	教育実践専攻 （専門職学位 課程）	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、 理科、音楽、美術、保健体育、技術、 家庭、英語） 高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、 公民、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、家庭、情報、商業、福祉、 英語）

大学としての全体評価

星槎大学は、「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。」という建学の精神に基づいて、人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献することを目的とし、「共生」という理念で結ばれる、教育、福祉、環境、国際関係及びそれらを横断する広い知力、共生する心の耕作、様々な問題を前向きに解決しようとする課題探求能力の育成、特別支援教育を担う教師等の育成を目指しています。

本学では、令和6（2024）年に、以下の3つの大きな節目がありました。

1つ目は、特別支援学校教諭免許状において、視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者の5領域の教職課程がスタートしたことです。これにより、特別支援教育を包括的に学んだうえで現場に巣立っていく教員を育成することや、すでに所持している特別支援学校教諭免許状に教育領域を追加して学びを深めたいと考える現職教員等の受け皿となる役割を、今後積極的に担っていきたいと考えております。

2つ目は、カリキュラム変更です。新しいカリキュラムのスタートによって、より「共生」をキーワードとした専攻横断の学びを幅広く学習者に提供し、より一層令和の時代の社会に貢献できる人材の育成を目指してまいります。

3つ目は、認証評価を受審する年を迎えたことです。教職課程に限らず、全学的な教育研究活動等における評価を受ける中で、より課題改善に向けて全体で取り組む良い機会となりました。本学においては教員養成の中心的な役割を担っているのは教職総合支援センターではありますが、全教職員が教職課程における役割を再認識する好機にもなったと思っております。

このように、本学として重要な年となった令和6（2024）年ですが、前年度の令和5（2023）年から来たる次年度に向けて準備してきたことや、解決に向けて協議し取り組んできたことを、今回の点検と評価によって確認し、引き続き次年度への課題解決の糸口を見出していきたいと考えております。

令和7（2025）年3月

星槎大学 学長 西村 哲雄

目次

I	教職課程の現況及び特色	1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検・評価	16
	基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み	16
	基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援	25
	基準領域3 適切な教職課程カリキュラム	31
III	総合評価（全体を通じた自己評価）	36
IV	「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス	38

I 教職課程の現況及び特色

1 教職課程の現況

(1) 大学名：星槎大学 共生科学部 共生科学科

(共生科学専攻、初等教育専攻、福祉専攻、スポーツ身体表現専攻、
グローバルコミュニケーション専攻)

星槎大学大学院 教育学研究科 教育学専攻（修士課程）

星槎大学大学院 教育実践研究科 教育実践専攻（専門職学位課程）

①学部学生数

令和5（2023）年5月1日時点

学部・学科	正科生
共生科学部 共生科学科	3,250

（単位：人）

②大学院院生数

令和5（2023）年5月1日時点

研究科・専攻	正科生
教育学研究科 教育学専攻（修士課程）	91
教育実践研究科 教育実践専攻（専門職学位課程）	44

（単位：人）

(2) 所在地：星槎大学 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 817-255

星槎大学大学院 神奈川県横浜市中区日本大通 11 番地横浜情報文化
センター5階

(3) 教職課程の履修者数及び教員数

①教職課程の履修者数

・星槎大学

表1. 令和5（2023）年度 共生科学部 教職課程登録者数（専攻・学年ごとの内訳）

令和5（2023）年5月1日時点

学籍区分	専攻	1年	2年	3年	4年	合計
正科生	共生科学専攻	105	102	175	488	870
	初等教育専攻	105	88	225	498	916
	スポーツ身体表現専攻	95	116	229	466	906
	グローバルコミュニケーション専攻	53	33	93	95	274
科目等履修生	—	—	—	—	1,417	
合計（正科生のみ）		358	339	722	1,547	2,966
合計（正科生・科目等履修生すべて）						4,383

（単位：人）

<表1について>

- ・令和5（2023）年5月1日時点の在学生のうち教職課程登録をしている4月生、10月生の数で、実人数での内訳である。
- ・共生科学部共生科学科には福祉専攻があるが、教職課程はないため省略した（以下同様）。

表2. 令和5（2023）年度 共生科学部 教職課程登録者数（正科生のみ／専攻・取得希望免許種・学年ごとの内訳）

令和5（2023）年5月1日時点

学部 学科	専攻	教科	免許種	教職課程履修者数				合計
				1年	2年	3年	4年	
共生科学部 共生科学科	共生科学専攻	社会	中学校1種	23	15	49	86	173
			中学校2種	6	15	10	21	52
		公民	高等学校1種	26	31	56	113	226
		地理歴史	高等学校1種	46	23	45	59	173
		—	特別支援学校1種	9	7	57	161	234
		—	特別支援学校2種	23	26	19	125	193
	初等教育専攻	—	幼稚園1種	23	25	39	80	167
		—	幼稚園2種	1	2	9	17	29
		—	小学校1種	59	38	79	225	401
		—	小学校2種	31	26	107	195	359
	スポーツ身体 表現専攻	保健体育	中学校1種	65	91	167	349	672
			中学校2種	7	3	9	12	31
			高等学校1種	73	93	196	403	765
	グローバル コミュニケーション専攻	英語	中学校1種	30	23	63	64	180
			中学校2種	8	6	6	9	29
			高等学校1種	34	17	62	60	173

（単位：人）

<表2について>

- ・ 令和5（2023）年5月1日時点での正科生で在学中の教職課程登録者における専攻ごと、取得希望免許種の学年ごとの延べ人数である。
- ・ 1人の学生が、中学校1種（社会）と高等学校1種（公民）の取得を希望する場合は、両方の欄で1カウントした。

表3. 令和5（2023）年度 共生科学部 新規教職課程登録者数（専攻・学年ごとの内訳）

令和6（2024）年5月1日時点

学籍区分	専攻	1年	2年	3年	4年	合計
正科生	共生科学専攻	96	3	100	6	205
	初等教育専攻	91	—	155	—	246
	スポーツ身体表現専攻	135	—	111	—	246
	グローバルコミュニケーション専攻	52	—	38	—	90
科目等履修生		—	—	—	—	964
合計（正科生のみ）		374	3	404	6	787
合計（正科生・科目等履修生すべて）						1,751

（単位：人）

<表3について>

- ・ 令和6（2024）年5月1日時点で集計した令和5（2023）年度一年間での新規登録者の数値であり、実人数での内訳である。
- ・ 4月生、10月生の両方を含む。
- ・ 共生科学専攻のみ、1年次入学、2年次編入、3年次編入、4年次編入が可能である。（その他の専攻は、1年次入学と3年次編入のみ可能である。）

表4. 令和5（2023）年度 共生科学部 新規教職課程登録者数（正科生のみ／専攻・取得希望免許種・学年ごとの内訳）

令和6（2024）年5月1日時点

学部 学科	専攻	教科	免許種	教職課程履修者数				合計
				1年	2年	3年	4年	
共生科学部 共生科学科	共生科学専攻	社会	中学校1種	22	2	32	0	56
			中学校2種	9	0	5	0	14
		公民	高等学校1種	36	2	32	0	70
		地理歴史	高等学校1種	42	2	27	2	73
		—	特別支援学校1種	11	1	46	4	62
		—	特別支援学校2種	9	0	6	0	15
	初等教育専攻	—	幼稚園1種	23	—	28	—	51
		—	幼稚園2種	0	—	9	—	9
		—	小学校1種	55	—	62	—	117
		—	小学校2種	24	—	65	—	89
	スポーツ身体 表現専攻	保健体育	中学校1種	102	—	86	—	188
			中学校2種	8	—	3	—	11
			高等学校1種	116	—	95	—	211
	グローバル コミュニケーション専攻	英語	中学校1種	36	—	34	—	70
			中学校2種	6	—	0	—	6
高等学校1種			42	—	31	—	73	

（単位：人）

表5. 令和5（2023）年度 共生科学部 新規教職課程登録者数（正科生・科目等履修生すべての教職課程登録者の取得希望免許の内訳）

令和6（2024）年5月1日時点

免許種	取得希望者数
幼稚園1種	63
幼稚園2種	60
小学校1種	198
小学校2種	353
中学校1種（社会）	97
中学校2種（社会）	17
高等学校（公民）	109
高等学校（地理歴史）	103
中学校1種（保健体育）	272
中学校2種（保健体育）	16
高等学校（保健体育）	314
中学校1種（英語）	98
中学校2種（英語）	10
高等学校（英語）	104
特別支援学校1種	179
特別支援学校2種	282

（単位：人）

<表4・5について>

- ・ 令和6（2024）年5月1日時点で集計した令和5（2023）年度の数値である。
- ・ 1人の学生が、中学校1種（社会）と高等学校1種（公民）を希望する場合は、それぞれの欄で1とカウントした。
- ・ 4月生、10月生の両方を含む。
- ・ 別表1での取得方法に限らず、教育職員検定での取得方法を含む。

（2種免許状について、勤務経験利用などの教育職員検定での取得希望者を含む。）

・星槎大学大学院

表 6. 令和 5（2023）年度 大学院 教職課程履修希望者数（研究科・学年ごとの内訳）

令和 5（2023）年 5 月 1 日時点

研究科・専攻	1 年	2 年 (過年度生含む)	合計
教育学研究科 教育学専攻 (修士課程)	1	2	3
教育実践研究科 教育実践専攻 (専門職学位課程)	0	0	0

(単位：人)

<表 6 について>

- ・令和 5（2023）年 5 月 1 日時点の在学生のうち専修免許状取得の希望をしている 4 月生、10 月生の数であり、実人数での内訳である。

表 7. 令和 5（2023）年度 大学院 教職課程履修希望者数（研究科・学年・取得希望免許種ごとの内訳）

令和 5（2023）年 5 月 1 日時点

研究科・専攻	免許種	1 年	2 年 (過年度生含む)	合計
教育学研究科 教育学専攻 (修士課程)	小学校	1	0	1
	特別支援学校	0	2	2
教育実践研究科 教育実践専攻 (専門職学位課程)	小学校	0	0	0
	中学校	0	0	0
	高等学校	0	0	0

(単位：人)

<表 7 について>

- ・表 6 にて専修免許状取得の希望をしている在学生の、免許種ごとの内訳である。
- ・中学校と高等学校の両方の 1 種免許状を所持し、専修免許状へ上進したい者等、複数の学校種での上進希望者は今回いなかったため、表 6 の実人数と表 7 の延べ人数は同じ数値となる。

②教員数

・星槎大学

表 8. 共生科学部の教職課程科目担当の教員数

令和 5（2023）年 5 月 1 日時点

学部	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数	26	7	2	1	0
備考：特になし					

(単位：人)

・星槎大学大学院

表 9. 大学院の教職課程科目担当の教員数

令和 5（2023）年 5 月 1 日時点

大学院	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数	17	3	0	1	0
備考：特になし					

(単位：人)

(4) 卒業者の現況

・星槎大学

表 10. 令和 5（2023）年度 共生科学部卒業者のうち教員免許状取得内容

令和 6（2024）年 5 月 1 日時点

専攻	卒業 者数	免許取得者数 (実数)	幼 1 種	幼 2 種	小 1 種	小 2 種	中 1 種	中 2 種	高 1 種	特支 1 種	特支 2 種
共生科学専攻	64	7				3	3	1	3	2	
初等教育専攻	28	14	9		4	3					2
スポーツ身体 表現専攻	31	14					11		12	1	
福祉専攻	24	0									
グローバル コミュニケー ション専攻	2	1					1		1		

(単位：人)

<表 10 について>

- ・令和 6（2024）年 5 月 1 日時点で集計した令和 5（2023）年度の数値である。
- ・「幼」＝幼稚園、「小」＝小学校、「中」＝中学校、「高」＝高等学校、
「特支」＝特別支援学校、を意味する。

表 11. 令和 5（2023）年度 共生科学部卒業者のうち申請した免許状での教員就職者数

令和 6（2024）年 5 月 1 日時点

教科	免許種	就職先状況											
		認定こども園		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
		正規	他	正規	他	正規	他	正規	他	正規	他	正規	他
—	幼稚園			3									
—	小学校					2	3						
社会	中学校								1				
保健 体育	中学校							2	2				
英語	中学校												
公民	高等 学校												
地理 歴史	高等 学校												
保健 体育	高等 学校										2		
英語	高等 学校												
—	特別支 援学校												2

（単位：人）

<表 11 について>

- ・ 令和 6（2024）年 5 月 1 日時点で集計した令和 5（2023）年度の数値である。
- ・ 入学時や在学中に他免許状にてすでに教職に就いている者を含まない。
- ・ 小中一貫校の就職者は、取得した免許状が中学校の場合、中学校に含む。
- ・ 中高一貫校の就職者は、中学校と高等学校どちらも免許状を取得した場合は中学校に含む。

表 12. 令和 5（2023）年度 共生科学部の教員免許状取得内容（一括申請・個人申請全てを含む）

令和 6（2024）年 5 月 1 日時点

免許種	正科生	科目等履修生	合計
幼稚園	32	58	90
小学校	142	188	330
中学校（社会）	24	27	51
中学校（保健体育）	71	34	105
中学校（英語）	34	19	53
高等学校（公民）	28	27	55
高等学校（地理歴史）	22	14	36
高等学校（保健体育）	81	38	119
高等学校（英語）	26	16	42
特別支援学校 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	93	213	306
幼稚園特例	—	15	15
合計	553	649	1,202

（単位：人）

<表 12 について>

- ・一括申請者、個人申請者どちらも含む。
- ・個人申請者は、本学へ「学力に関する証明書」を発行依頼時に、教員免許状を申請するとの申し出を確認し、個人申請した者を指す。
- ・1人の学生が中学校と高等学校の免許状を取得した場合は、中学校で1人、高等学校で1人と数えられている。
- ・「幼稚園特例」とは、幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例により単位を修得し免許申請した者を指す。

（幼稚園特例に関する単位修得を希望する者は、本学では科目等履修生としての入学のみになる。）

・星槎大学大学院

表 13. 令和 5（2023）年度 大学院修了生のうち教員免許状取得内容

令和 6（2024）年 5 月 1 日時点

研究科・専攻	卒業 者数	免許取得者数 (実数)	小学校	特別支援 学校	中学校	高等学校
教育学研究科 教育学専攻 (修士課程)	27	0	0	0	—	—
教育実践研究科 教育実践 専攻 (専門職学位課程)	21	2	1	—	1	1

(単位：人)

<表 13 について>

- ・ 欄内の横棒線部分（—）は、その欄の教職課程がないため記入しない部分である。
- ・ 免許取得者数（実数）にて 2 人の取得者だった教育実践研究科 教育実践専攻（専門職学位課程）では、小学校専修免許状 1 人、中学校専修免許状（数学・英語）と高等学校専修免許状（数学・英語）を申請したのが 1 人である。

2 特色

本学の母体である星槎グループは昭和 47（1972）年に、学校法人国際学園は、昭和 60（1985）年に設立した。

星槎グループでは、建学の精神、教育理念、教育目標、共通の理念（星槎の三つの約束）を次のように定めている。

- ・ 建学の精神：社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。
- ・ 教育理念：必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生し得る社会の実現を目指し、それを成し遂げる。
- ・ 教育目標：困難な場面において、相手を思い、笑顔と勇気を持って立ち向かう強い心の育成。
- ・ 共通の理念（星槎の三つの約束）： 1 人を認める 2 人を排除しない 3 仲間を作る

これら星槎グループの建学の精神、教育理念等に基づいて、本学では、「人を認める、人を排除しない、仲間を作る」という三つの約束のもと、「人と人、そして人と自然とが共生する社会の創造に貢献する」を教育理念としている。

この三つの約束、教育理念に基づき、本学では、「21世紀を創造する広く深い知の涵養」「共生する心の耕作」「課題探求能力の育成」「インクルージョン教育に基づいた社会実践を担い、社会変革を目指す人材の養成」を教育の目的としている。

本学は、学部においては平成16（2004）年に、通信教育課程の一学部一学科として開学した。教職課程については、平成18（2006）年に、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民）の課程認定を受けたのが始まりとなる。その後、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状（保健体育）、中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状（英語）と高等学校教諭一種免許状（地理歴史）の順に、教職課程を開設してきた。令和6（2024）年には特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者・聴覚障害者）の教職課程を増設した。

大学院においては、平成25（2013）年に教育学研究科教育学専攻修士課程を開設し、平成29（2017）年に教育実践研究科教育実践専攻専門職学位課程を開設した。教職課程については、それぞれ大学院開設と同時に開設した。その後、教育学研究科では特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者）の教職課程を増設した。

学部、大学院それぞれで取得できる教育職員免許状（以下「教員免許状」）は、先に「星槎大学 教職課程認定学部・学科（免許校種・免許教科）一覧」にて示した通りである。

学部では、通信教育課程であることを活かし、「誰でも、いつでも、どこでも学べる」ことを強みとして掲げ、全国各地で年代や職業の様々な背景を持つ教職希望者に学びを提供している。入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教員養成の理念、教職課程の設置の趣旨については、基準領域1で詳細を記述するが、入学者の目的は多様であり、学士取得と教員免許状の取得を目的とせず、すでに学士は取得している者が再度学士取得を目指す場合や、短期大学や専門学校を卒業し2種免許状を持つ者が学士取得と1種免許状への上進を目指す場合、正科生として入学し生涯学習を通じて教員免許状の取得を目指す者等、様々な学びの形態がある。そうした様々な学びの形態に応え

るべく、対応する星槎大学附属教職総合支援センター（以下、教職センター）では最新の法令に関する学びの研修を継続的に行ない、個別の履修指導をメールや電話だけではなく遠隔の学生にも Zoom 等のオンライン会議ツールを活用して、教職員一体となって指導を実施している。

「Ⅰ 教職課程の現況及び特色」では、そのような本学の様々な形態について示しているため、各表の説明を以下に補足する。表 1 では、令和 5（2023）年 5 月 1 日時点での教職課程登録者数を専攻および学年ごとでの実人数を確認し、教員免許状取得を目指す在学生の数を確認した。表 2 では、表 1 を踏まえて、中学校と高等学校といった複数免許状の取得を目指す延べ数を確認し、各校種・教科の免許状の取得希望状況を確認した。本学では、教員免許状の取得方法が別表 1 に限らず、別表 3 による上進、別表 4 による他教科の取得、別表 7 による特別支援学校教諭 2 種免許状の取得、別表 8 による隣接校種の 2 種免許状の取得を希望する者も多くいるため、四年制大学ではあるが表 2 では 2 種の希望も確認している。

また、本学では 4 月生と 10 月生がいるため、令和 5（2023）年度の年間を通しての新規の教職課程登録者の傾向を見るために、表 3 で年間の登録者を専攻および学年ごとに表している。表 3 を基に表 4 では、表 2 と同様に複数免許状の取得を目指す者もいるため、希望する教員免許状の延べ数を確認した。表 5 では表 4 を踏まえて、科目等履修生も含めた希望する教員免許状の延べ数を確認した。本学の特徴として、1 年次入学の者が必ずしも 4 年間での学士取得と教員免許状の取得を目指す者とは限らず、学生自身のペースで教員免許状の取得を目指す者も含まれる。また、正科生は在学中に専攻変更をすることも可能であり、基礎となる免許状を初等教育専攻にて取得後、共生科学専攻へ専攻変更して特別支援学校教諭免許状取得も更に目指すという場合もある。そのように、入学時では専攻を横断して複数の教員免許状取得を目指す者もいるため、表 4 の情報に含むことができなかった希望免許種すべてを集計した結果が表 5 である。表 5 の数値算出時に確認できたこととしては、幼稚園と小学校、中学校と高等学校で必要科目が重なる部分があるため、それぞれ両免許状の取得を目指す者は多いが、すでに他免許状を所持しておりそこから単位を一部流用して小学校教諭免許状の取得を目指す者も本学では多くいる。また、特別支援学校教諭免許状においては、本学で基礎免許状取得後に目指す者もいるが、他大学にてすでに基礎免許状を取得している者（または取得見込みの者）や現職教員が勤務経験を利用して取得する者も多くいる。これらについては、次年度以降も継続して確認し、傾向を見出していきたいと考えている。

表 10 では、令和 5（2023）年度の学士取得者 149 人のうち、教員免許状取得者 36 人の取得内訳を示し、表 11 では表 10 での教員免許状取得者 36 人のうち取得した免許状にて教職に就いた者の教員就職状況を示す。その他、教員免許状を個人申請した者も含めて、表 12 では令和 5（2023）年度での学部での教員免許状取得状況を表している。小学校と特別支援学校の免許申請数が多く、次いで保健体育の教科が多いことが確認できる。

表 13 では大学院での専修免許状取得状況を表すが、大学院においては専修免許状への上進をする者は、元々教職に就きながら学んでいる者が多く、専修免許状へ上進した後に新たに教職に就いた者はいないため、大学院の教員就職状況は表には含んでいない。

学部、大学院どちらにおいても、入学時または在学中から教職に就いている者も多く、新たな教員免許状の追加取得を目的としたり、現場での課題を持って入学し、学びによって最新の知識を得て現場の教育に還元していきたいという思いを持った現職教員もおり、教職課程として新たな教員を輩出するだけでなく、理論と実践の往還を意識しての様々な学びのニーズに応えるような通信教育課程ならではの教職課程を展開している。

II 基準領域ごとの教職課程自己点検・評価

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目 1-1 教職課程教育の目的・目標の共有

〔現状〕

本学は、建学の精神や教育理念、学部や大学院の各研究科の目的に即して、以下の三つのポリシーを定めている。

【星槎大学 共生科学部 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

星槎大学は、通信制課程のみを設置する大学として、学ぶ機会をすべての人に対し平等に拓くと共に、「共生科学」を学問分野とした教育研究活動を行っています。

「学びたい」と感じたときがその人にとっての学びの適齢期であり、その「学び方」も多様であるとの考え方から、社会人も含めたあらゆる方にとっての学びやすさを提供しています。

星槎大学では、このような考え方に基づき、大学の教育理念に共感し、強い意欲をもって学び、かつその学びを社会における実践に繋げていく志をもつ人を広く受け入れます。

【星槎大学 共生科学部 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

星槎大学では、その理念に基づいて、通信制課程ならではの多様な学生に応じて、学位授与の方針に掲げる人材を養成するために、以下の方針で教育課程を編成しています。

- ・すべての学生が必ず修める科目として、人と人、人と自然、国と国の三つの領域に関わる「共生科学概説」2科目を置き、4年次編入の学生でも、星槎共生スピリットを身につけることとします。

- ・三つの領域を深く学ぶために、「共生科学概説」を中心に、コアカリキュラムを配置し、その中心的な科目として、共生科学基盤科目（選択必修科目）を開設します。

- ・学士課程を構成する科目として、教養科目（選択必修科目）を開設します。

- ・専門科目として、専攻専門科目（専攻ごと選択必修科目）を開設（共生科学専攻専門科目群、初等教育専攻専門科目群、福祉専攻専門科目群、スポーツ身体表現専攻専門科目群、グローバルコミュニケーション専攻専門科目群）し、専攻を越えて領域横断的に

学べるようにします。

- ・ 共通専門科目を、共生科学専攻専門科目群に開設し、専攻を越えて学べるようにします。
- ・ 共生科学専攻専門科目群は、共通専門科目以外には、教育、特別支援教育、環境、国際関係に区分して開設します。
- ・ 資格関連科目群については、教職課程等に必要な科目を開設します。
- ・ 学修の集大成として、「卒業論文」と「共生研究」、「卒業制作」を開設します。

【星槎大学 共生科学部 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

星槎大学は、「人を認める、人を排除しない、仲間を作る」という三つの約束のもと、「人と人、そして人と自然とが共生する社会の創造に貢献する」を教育理念としています。共生科学部は、この三つの約束、教育理念に基づき、「21世紀を創造する広く深い知の涵養」「共生する心の耕作」「課題探究能力の育成」「インクルージョン教育に基づいた社会実践を担い、社会変革を目指す人材の養成」を教育目的とし、以下の「星槎共生スピリット」を身に付けたものに学位を授与します。

- A. 共生社会創造のために、教育、福祉、環境、国際関係、スポーツ身体表現の専門的知識を生かし、狭い専門領域を越えて統合しようとする意志を持つこと。
- B. 問題が生起する現場において、専門知や統合知を使い、解決のために実践しようとする気概を持つこと。
- C. 共感理解教育の理念を認識し、実践すること。
- D. 多様な人々や生命に対して、他者を認め、他者を排除せず、仲間を作るという星槎の三つの約束の精神に則って、共生社会の創造に貢献する姿勢を身につけていること。
- E. 個人や社会にとって必要な課題の解決のため、自律的な課題探究能力を身につけていること。
- F. 共生社会創造の目的のために、絶えず学び続ける意欲を持つこと。

本学の教員養成の理念、教職課程の設置の趣旨は、先述の本学のディプロマ・ポリシー等を踏まえて、以下のとおりに定めている。

【星槎大学 共生科学部 教員養成の理念】

星槎大学共生科学部共生科学科は、人と人と、あるいは人と自然とが共生する社会の創造に貢献することを目的とした「共生」という建学の精神をふまえ、21世紀に

適応する広い知力の育成、心の耕作、課題探求能力育成を主要な柱として、それを教育理念としている。

その人材養成目標は、次代へと続く共生社会に寄与する人材の輩出にある。

共生社会の創造に貢献するために、子どもたちへ本学で学修したことを伝えていくことができる人材を輩出することが、本学における教員養成の理念である。

【星槎大学 共生科学部 教職課程の設置の趣旨】

星槎大学は、「建学の精神」「教育理念」を「教員養成に対する理念」の基礎としている。

本学が教職課程を設置する趣旨は、それらを具現化することにある。具体的には、以下のような教員を養成することにある。

- (1) 21世紀の変化に応じた知識・技能の絶えざる刷新を指向する教員の養成
- (2) 共生する心を耕作することのできる教員の養成
- (3) 課題探求能力をもった教員の養成
- (4) 発達障害児等を指導する能力をもった教員の養成

また、本学校法人の建学の精神である「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」ということと、教育理念である「必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現を目指し、それを成し遂げる」というものは、本学設置の大元にあるものであり、全ての教育活動に共通するものである。

【星槎大学大学院 教育学研究科 教育学専攻 教職課程の設置の趣旨】

教育学研究科教育学専攻では、共生科学部の教職課程の設置の趣旨を基礎として、学校教育（小学校、特別支援学校）において十分貢献できる次のような教員を養成する。

「小学校教育（小学校教諭専修免許）」

- (1) 高度な授業実践力を備えた中堅教員の養成
- (2) 「特別な教育的ニーズ」をもつ児童に対応する専門的力量を備えた教員の養成
- (3) 学校現場が抱える諸課題を解決できる高度な実践力を備えた指導的役割を果たす教員の養成

(4) 社会人経験等を教育の現場に活かすことができる教員の養成

「特別支援学校教育（特別支援学校教諭専修免許）」

(1) 子どもの一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行える教員の養成

(2) 地域社会や住民との連携・協力を行いながら専門的力量を備えた教員の養成

(3) 学校教育を巡る複雑で多様な課題に柔軟に対応できる実践力を備えた教員の養成

【星槎大学大学院 教育実践研究科 教育実践専攻 教職課程の設置の趣旨】

教育実践研究科教育実践専攻では、共生科学部の教職課程の設置の趣旨を基礎として、学校教育（小学校、中学校、高等学校）において十分貢献できる次のような教員を養成する。

教員に求められる能力として、第一は教員という専門職として生きる上での「専門職性」であり、第二は教員としての現代社会の理解、すなわち教育課題の把握と理解とその課題への対応能力であり、第三は本研究科が主眼とするインストラクションの能力の3つの能力が重要であると考えている。

第一に専門職性の観点では、専門職として倫理規範をもち、職能開発を続けていくことが重要となる。

第二に教育課題の理解の点では、5つの観点がある。それは、①アクティブ・ラーニング(主体的・対話的で深い学び)の視点からの授業改善、②ICTを用いた指導法、③道徳教育の充実、④外国語教育の充実、⑤特別支援教育の充実である。

第三にインストラクションの観点では、授業の設計・実行・評価、あるいはファシリテーションなどの展開技術といったすべての教員に必要な部分である。

以上の3点を踏まえて、養成しようとする教員像は次の通りである。

- ①教育の諸課題を適確に理解して対応できる教員
- ②学習者の特性を理解しつつ、自身の専門領域で確固たる指導力を持つ教員
- ③キャリア教育や学校特有の問題に対応できる能力を持った教員

上記の教員養成の理念、教職課程の設置の趣旨は、本学ホームページの情報公開ページにて広く公開するとともに、共生科学部では、教職課程履修者に対しては『星槎大学教職課程履修の手引』（冊子）や履修者参加の「教職課程ガイダンス」で周知している。

共生科学部においては、教員免許状取得における教職課程の必要科目・単位だけの履

修・修得を目指すのではなく、科目等履修生を含めて、本学の建学の精神や教育理念について学ぶことができる「星槎学」や「共生科学概説（１）」、「共生科学概説（２）」の科目の履修を推奨している。特に、科目等履修生についても正科生と同じく、教職課程の各種ガイダンスへの参加は必須で案内しており、本学の教職課程の理念を伝える機会はあるものの、さらなる理解のために卒業のための必修科目として開講している「星槎学」や「共生科学概説（１）」、「共生科学概説（２）」の履修も推奨するアナウンスを行なっている。具体的に学修成果として示す方法については、現在検討している。

大学院では、両研究科にて入学時のオリエンテーションで専修免許状取得の案内や、取得希望者への個別の履修指導を行なっている。

〔優れた取組〕

本学の教員養成の理念及び教職課程の設置の趣旨については、学生に対しては本学ホームページ、『星槎大学 教職課程履修の手引』（冊子）、「教職課程ガイダンス」、個別指導などで幅広く周知している。本学は一学部一学科であり、その下で5つの専攻に分かれているが、福祉専攻を除く共生科学専攻、初等教育専攻、スポーツ身体表現専攻、グローバルコミュニケーション専攻に教職課程を置いており、本学の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」と本学の教員養成の理念や教職課程の設置の趣旨といった目標と連動している。「教職課程ガイダンス」では、本学の理念、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を踏まえて、これら教職課程の目標について説明を行なっている。

教職課程担当教職員には、採用等の際に本学の教育課程の目的・目標を伝え、その共有化を行なっていることと、教員に対しては基幹教員だけではなく、非常勤講師含めた年1回の教職課程会議にて共有し、職員に対しては年2回のSD研修会のほか日常から履修相談をする前には教職センターの職員とともに教職課程の履修について事前確認を行ないながら相談を実施している。

〔改善の方向性・課題〕

学部では、教職課程ガイダンスの全員参加を必須とすることに引き続き取り組んでいる。社会人が多いため、教職課程ガイダンスを指定した日に3回実施することで参加できる機会を増やしたり、入学生への連絡を確実にしている。しかし、ガイダンスの日に都合がつかない学生については、半年後にまた指定した日に行なわれるガイダンス

への参加を促すことになってしまっている現状がある。教職課程ガイダンスの受講形態の一つに通信教育課程としての強みを活かして一部をオンデマンド方式にする、初めての教員免許状取得者向け、現職教員として追加で別免許状を取得する者向け、対象に応じたそれぞれの教職課程ガイダンスを用意するなど、教職課程教育の目的・目標を着実に伝えられる機会を確保するために、協議した内容を試行して、成果を確認していきたいと考えている。

大学院では、入学後の履修登録時に専修免許状の取得を希望するか否かの調査を開始し、希望者を明確に把握するとともに、個別の履修相談に応じている。履修登録後に取得を希望した場合においても、個別に履修相談を行ない、修了までの期間での学修計画の組み立てをサポートしている。大学院においても、学部と同様に『星槎大学大学院学生ハンドブック』にて専修免許状の教職課程の科目と必要単位数について案内している。大学院については、学部のように教職課程に特化したガイダンスは行なっておらず、入学時オリエンテーションにて専修免許状の案内を含めて説明している。今後は、専修免許状を取得した修了生へのインタビューなどを行ない、取得に向けての学修計画や取得後に現在の教員としての勤務にどのように活かされているかを明らかにしていき、入学時オリエンテーションでの案内の手掛かりとしたい。

なお、本学の「教職課程教育の目的・目標」を学修成果として具体的に示す方法については、現在検討している。

<根拠となる資料・データ等>

資料 1-1-1 星槎大学の3つのポリシー

資料 1-1-2 星槎大学ホームページ「情報公開」

資料 1-1-3 星槎大学 教職課程履修の手引 令和5（2023）年度版

資料 1-1-4 星槎大学大学院 学生ハンドブック 令和5（2023）年度版

基準項目 1－2 教職課程に関する組織的工夫

〔現状〕

本学では、教職課程認定基準を踏まえた教員を配置するとともに、教職課程担当教職員の協働体制のもと、教職課程の教育の目的を遂行するために平成 26（2014）年度より附属教職総合支援センター（以下「教職センター」）を設置している。

教職センターの目的は「共生社会の創造に貢献する人材を輩出するという本学の教員養成の理念を実現するために、教職課程の整備充実を図るとともに、学内の全学的な支援・協力を得ながら教員養成を行う」ことである。

教職センターは、上記の目的を達成するために以下の業務を行なっている。

- (1) 教職課程のカリキュラムの編成及び研究開発に関する事項
- (2) 他大学等で修得した単位の認定に関する事項
- (3) 学生に対する教員免許の取得及び就職についての指導助言に関する事項
- (4) 学校、家庭及び地域社会の連携に係る調査研究に関する事項
- (5) 地域の教育実践の調査研究に関する事項
- (6) 教育委員会、地域教育機関及び教育現場との連携協力に関する事項
- (7) 教育実習・教職実践演習のプログラム開発と全学的な調整に関する事項
- (8) 教員免許状更新講習に関する事項
- (9) その他教職課程の運営について必要な業務に関する事項

教職センターの構成員は、センター長及び次の各号に掲げる構成員である。

- (1) 共生科学科各専攻で教職課程に関わる専任教員のうちから専攻別に若干名
- (2) 教育学研究科、教育実践研究科で教職課程に関わる専任教員のうちから若干名
- (3) 教職関連科目の実習・演習担当教員の中から若干名
- (4) 事務担当の職員

事務担当については、事務局組織の中の教務部の下に、教務課、学生支援課と並び、教職総合支援課を設置し、その業務にあたっている。学籍や学修状況に関して教務課と連携し、障害による合理的配慮に関して学生支援課と連携し、教職総合支援課は履修相談や学生対応を行なっている。

また、星槎大学 附属教職総合支援センター運営委員会（以下、教職センター運営委員会）が、星槎大学 附属教職総合支援センター規程の第 6 条に基づいて設置されている。同規程第 6 条第 2 項において、教職センター運営委員会委員長は、センター長が兼ねると定められており、円滑な教職課程業務の運営を図るよう努めている。教職センタ

一運営委員会では、教職に関する各種ガイダンス、教員採用試験対策講座、教育実習の状況、教育実習の個別の学生の情報共有等、ガイダンスや講座といった行事から、個別の学生の状況まで情報を共有し、本学の教職課程の運営について協議する委員会となっている。教職センター運営委員会で協議された内容については、学部教育連絡会議、全学協議会、教授会といった、学長、副学長、学部長も含めた委員会にてさらに協議され、全学的な体制で教職課程の運営を行なっている。

教職課程の質向上のために、各授業で受講した学生が回答する授業評価アンケートをもとに、全学で定期的にFD研修を開催している。毎年3月に「教職課程会議」を開催し、授業評価アンケートをもとに、非常勤講師を含めて意見交換を行なっている。

令和5（2023）年度に実施したFD研修は、資料1-2-6の通りである。FD研修については、教員のみならず職員も参加し、自己研鑽に努めている。

教員養成に関する状況は、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づいて、星槎大学ホームページ内の、情報公開のページにて最新の情報を更新し公開している。また、これまでの教職課程自己点検・評価報告書も同ページに公開しており、教職課程の質向上に向けた取り組みについて、定期的に自己点検を行ないながら取り組んでいる。

〔優れた取組〕

教職センター運営委員会では、学校現場で教員や管理職経験のある実務家教員も構成員としており、学生への履修指導に活かされている。教育実習生に対しても、個別に指導を行なう教員と事務職員とが連携を密にし、お互いに情報共有を随時行なっている。その情報を教職センター運営委員会にて共有し、教育実習や教職実践演習の指導へつなげるようにしている。教職員向け全学FD研修とは別に、全職員向けSD研修を通して、教職課程の理念や最新法令に基づく理解に努めている。

〔改善の方向性・課題〕

本学には、高校卒業後に進学してくる者、他大学との併修をしている者、社会人として働きながら教員免許状の取得を目指す者、すでに教職に就きながら新たな教員免許状の取得を目指す者等、多様な年齢や背景の学生が在籍して共に学んでいるという特徴がある。障害のある学生の学修については、学生支援課の部署との連携が不可欠であり、入学時に教職課程の学修を含めた案内や合理的配慮の確認を、学生支援課と共に行なっている。

教員に対しては、教職課程会議が非常勤講師も含めた全教員への情報共有の場ではあるが、年1回に限らず教員からの意見を吸い上げる場を設けていくことも、課題の早期発見、早期対応につながると考えられる。

現在、教職課程独自のFD研修は実施していないが、政策動向の把握とそれに対する本学での取り組みを教職課程に携わる教職員に共有するためにも、教職課程のFD研修を計画中である。

<根拠となる資料・データ等>

資料 1-2-1 令和5（2023）年度 教職課程における科目別担当教員一覧

資料 1-2-2 令和5（2023）年度 星槎大学組織図

資料 1-2-3 星槎大学附属教職総合支援センター規程

資料 1-2-4 星槎大学附属教職総合支援センター運営委員会規程

資料 1-2-5 令和5（2023）年度 教職課程会議（開催要項）

資料 1-2-6 令和5（2023）年度 FD・SD研修開催一覧

基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援

基準項目2-1 教職を担うべき適切な学生の確保・育成

〔現状〕

共生科学部についての対応は、以下の通りである。

入学希望者に対しては、星槎大学ホームページの情報や『大学案内パンフレット』を通して情報を提供している。教職課程の履修を希望する入学希望者は特に、事前に個別でメールでの問い合わせ、Zoom や対面等での個別相談を希望する者も多く、個別での事前説明を受けたうえで出願する者が多い。本学では入学希望者は、オープンキャンパスのみならず私立大学通信教育協会が行なっている合同説明会や、随時本学で受け付けている個別相談への申し込みが多く、そこでの案内が主な広報の機会となっている。

選考については書類審査を行なっている。教職課程の履修を希望する者は、出願時に教職課程登録の申請を併せて行ない、教職担当職員が内容を確認のうえ教職に関するガイダンスや履修に関する案内連絡を全教職課程希望者に対して実施している。

教職課程の履修にあたっては、『星槎大学 教職課程履修の手引』を基に、「教職課程ガイダンス」にて本学の教員養成の理念、教職課程の設置の趣旨、星槎グループの理念を説明し、教育実習、教職実践演習、教員免許状取得までの一連のスケジュールを示している。教職課程の履修内容は、「星槎大学 教職課程履修規程」に基準を示し、『星槎大学 教職課程履修の手引』に必要科目及び単位数や教育実習履修要件を示し、ガイダンスや個別にて履修指導を行なっている。「星槎大学 教職課程履修規程」の第3条（教員免許状の種類）については、各学生は取得したい教員免許状の専攻に所属し、第4条（要件）から第5条（教育実習の要件）、第6条（教職実践演習の要件）については、特に学生に周知徹底するために、『星槎大学 教職課程履修の手引』だけではなく、学生がアクセスするポータルサイトにて教育実習の履修要件、教職実践演習の履修要件を取り出しての案内も掲載し、ガイダンス内でも説明を行なっている。入学希望者が個別相談に申し込んだ際には、入学前の段階から教育実習実施を見据えて、教育実習の履修要件について併せて案内を行なっている。

「教職課程ガイダンス」は受け身で説明を聞くだけではなく、参加者同士のグループディスカッションを行ない、目指す教師像を発表し合うことにより、教職課程の科目を履修する前に到達目標を共有し合うことで、学修のモチベーションを高め、教員を目指すことの志を改めて確認している。全国各地の様々な年齢、背景、職業、現職教員の学生もいるグループディスカッションは、参加者同士に新たな視点や刺激を与えているこ

とが、アンケート結果からも確認できる。ガイダンスについては、教職課程の履修を開始する前の「教職課程ガイダンス」、教育実習前年度の「内諾活動ガイダンス」、教育実習年度の「教育実習ガイダンス」を実施し、通信制の学修の中でも同じ教職を目指す学生同士のつながりを作り、教育実習に向けての準備につなげている。「内諾活動ガイダンス」の時には、併せて本学教職センターの教員が一人ひとりの学生と面接を行ない、内諾活動を開始するための学修状況、環境、実習に向けての意欲や準備が整っているかを対話により確認している。

学修計画については、教育実習前年度初めに、前述の「内諾活動ガイダンス」および教員との面接と同時期に、教育実習の履修要件を踏まえての履修計画書の作成および提出を学生に求めている。履修計画書にて、取得を希望する教員免許状の必要科目や単位に不足がないか、教育実習の履修要件をクリアするように計画を立てているかを教職センターにてチェックを行ない、計画の見直しが必要な学生には個別に連絡を取っている。教育実習の前年度に余裕を持って学修を終えられるよう、教育実習履修要件に指定されている科目については、前年度早めに学修を終えるようアナウンスし、学修の進捗状況について教職センターにてチェックを行なっている。前年度にて履修要件が整わなかった場合は、学生に個別に連絡のうえ、教育実習実施年度および学修計画を見直す場合もある。

教育実習については、前述の「教育実習ガイダンス」にて実習に参加する学生に対して「心構え」（教員としての自覚と責任）、「資質・能力」、「幼児・児童・生徒理解」、「実践的な指導力」について最終指導を行なっている。令和5（2023）年度の教育実習実施の実績については、次の表14と表15にまとめてある。

表 14. 令和5（2023）年度 教育実習実施状況（実習先ごとの人数）

実習先	初等		中等			特別支援学校	合計
	幼稚園・認定こども園	小学校	中学校	高等学校	中高一貫校・義務教育学校		
実習人数	12	160	69	84	16	113（※）	454

（単位：人）

<表 14 について>

- ・ 中学校免許状取得のために特別支援学校に行った1名を、特別支援学校の欄に含む。

表 15. 令和5（2023）年度 教育実習実施状況（実習先ごとの人数）のうち中等の教科ごとの人数

社会・公民・地理歴史 免許状 取得希望者		保健体育免許状 取得希望者		英語免許状 取得希望者	
中学校	7	中学校	12	中学校	3
高等学校	14	高等学校	22	高等学校	4
中高 両方	9	中高 両方	84	中高 両方	15
合計	30	合計	118	合計	22

(単位：人)

教職実践演習については、履修科目の要件、スクーリング受講要件（スクーリング受講2週間前までに、取得希望の教員免許状のすべての必要科目の単位を修得済みもしくは成績（合格）がでていること、または必要科目のうち最低でも4分の3以上の科目の単位を修得済みもしくは成績（合格）がでていること、なおかつ、「教職課程履修カルテ」及び「履修カルテ（自己評価）」を所定の方法で提出していること）を定め、要件を満たした学生のみスクーリング受講を許可している。スクーリングでは、学生が作成した「履修カルテ」に基づき、学生の教職に就くうえでの強みや弱みを洗い出して指導している。

大学院については、教育学研究科（修士課程）および教育実践研究科（専門職学位課程）ともに、学部のように教職課程登録を入学時に行なっているわけではなく、専修免許状取得希望者には個別に、教職員が入学前から学修スケジュールの相談対応を行なっている。

〔優れた取組〕

共生科学部については、通信制課程であるため、学生への通常の連絡手段としてメールや電話、Zoom等のオンライン会議ツールを利用した相談を最大限活用し、きめ細やかな連絡を行っている。特に、最初の履修登録を行うまでの科目案内や履修相談は、Zoomを活用して学生と教職センターとの一対一の相談にて確認を行うことも多く、学修をスタートするまでのサポート体制が整っている。

大学院においては、両研究科で同じく、専修免許状取得を目指す院生へ個別に履修相談を行なっている。

〔改善の方向性・課題〕

「教職課程ガイダンス」について、4月生と10月生の入学時期に合わせて、4月、5月、10月の受講機会を設けて実施してきた。また、「教職課程ガイダンス」の開催については学生専用のポータルサイトにて早めに日程の公開を行ない、参加について教職課程の履修を希望する入学者全員に連絡を行なってきた。複数回の受講機会はあるものの、社会人学生や現職教員の学生については指定の日程の都合をつけることが難しい場合が依然として多く、個別の連絡にて『星槎大学 教職課程履修の手引』を基に教員養成の理念や履修についての説明を行なう場合もある。「教職課程ガイダンス」の在り方と参加率の向上については、教職センター内でガイダンス担当教職員によるワーキングを立ち上げ、検討を進めている。「内諾活動ガイダンス」と「教育実習ガイダンス」については受講すべき学生の参加率は100%であり、受講しない場合の内諾活動と教育実習は認められない。「教職課程ガイダンス」は本学の教職課程の理念を理解し、教職課程の履修をスタートする前のガイダンスであるにも関わらず、参加率の低さゆえに個別の対応で補っているという大きな課題を残しており、ガイダンスのアンケート結果も参考にしながら、内容と実施形態を整理していく必要がある。

本学の特色でもあると思われるが、教職課程の学生は教員免許状取得を主目的として入学する、教職へのモチベーションの高い者が多いため、途中で教員免許状取得そのものを辞退する者は少ない。ただし、教育実習が必要科目に含まれる学生については、教育実習実施の年度を見直す学生や教育実習を事情により辞退してしまう学生もいるため、この点についての辞退者をどのように減らしていくかは、社会人学生が多い本学としての課題であると認識している。学生が立てた学修計画を個別にチェックして履修状況を把握し、学修が滞っている学生にはこまめに連絡を行なっているが、通信制の特性から学生の主体性に任せざるを得ない現状がある。この課題については、継続して教職員が連携して学生の履修相談に取り組んでいく体制を整えていきたい。

令和5（2023）年度に教育実習に行くことが決定していた学生（教育実習前年度に内諾を得た学生）のうち、前年度までに教育実習履修要件の学修が整わず教育実習年度見送りとなった学生の割合は12.9%、また学生個人の都合や他免許状での教員採用が決まったことによる教育実習の辞退の割合は8.7%おり、これら辞退者を減らすために、学生には教職課程を履修することが実習校等の外部の協力あってのものであることを、ガイダンス等の機会でも繰り返し伝えていく必要がある。

大学院の両研究科については、履修登録時に専修免許状の取得を希望するかどうかを確認し、教職員が履修状況を見ながら個別の履修相談を継続してく予定である。

<根拠となる資料・データ等>

- 資料 2-1-1 大学案内パンフレット 令和5（2023）年度版
- 資料 2-1-2 星槎大学入学志願書・志望理由書・教職課程登録申込書（兼）調査書
- 資料 2-1-3 星槎大学 教職課程履修規程
- 資料 2-1-4 令和5（2023）年度 教職ガイダンス 実施状況とアンケート集計結果
- 資料 2-1-5 教職課程履修カルテ・履修カルテ（自己評価）

基準項目 2-2 教職へのキャリア支援**〔現状〕**

共生科学部については、教員採用試験対策講座を春と夏の2回開催している。春の講座では、オンライン講座として、教員採用試験に関わる最新情報などの講義、場面指導や面接といったグループ実習、教員採用試験に合格し教職に就いた卒業生からの体験談やアドバイスの交流の時間を設けている。教職科目を担当する教員の中には、教員採用試験での面接担当者となった経歴を持つ教員もおり、グループごとに分かれて参加者一人ひとりにアドバイスを行なっている。夏の講座では、春の講座をオンデマンド講座として提供するなど、春の講座の都合があわなかった学生に対しても受講のしやすさを図っている。夏の講座ではこれに加えて、2次試験対策を個別で申し込むことができ、学生は希望する2次試験対策を行なうことができる。教員採用試験の要綱や私立学校等の教員採用情報については、学生ポータルサイトにて随時、情報発信をしている。教員就職率については、学生からの申し出に頼る調査となっているが、教員免許申請に必要な証明書発行時や発行後の追跡調査により、回答率を上げてきている。

大学院では、両研究科では専修免許状の取得を目指す院生の大部分は、すでに現職教員であるため、教員採用に関するキャリア支援は行っていない。大学院においては、修了後や専修免許状の取得後も、引き続き研究活動を続け、学会発表や情報交換の機会を増やしたいと考える者もおり、理論と実践の往還にて更なる教育実践へとつなげることを希望する院生に対し、客員研究員についての案内を、指導教員や大学院事務などから行なっている。

〔優れた取組〕

共生科学部については、キャリア支援として教員採用試験対策講座を開催していることと、就職情報や都道府県等からの教員採用試験や説明会の案内については、随時学生

ポータルサイトにて情報発信を行なっている。教員採用試験対策講座については、令和4（2022）年度よりオンデマンド講座も用意し、受講のしやすさを図っている。また、令和5（2023）年度の教員採用試験対策講座のアンケート結果では、採用試験合格者（講座内で体験談を発表する時は現職教員として教職に就いている卒業生）の体験談が印象的であったことの回答が、オンライン講座でもオンデマンド講座でも多く見受けられた。今後も、合格者の体験談を効果的に取り入れ、通信制でありながら通学制と同じく、目指す目標を同じくする他学生や卒業生との交流を通じ、学修や教員免許状取得へのモチベーションを保っていきたいと考えている。2次試験対策としての個別講座においては、教職を担当する教員と学生の一対一での対策を実施している。通信制であるため、全国各地を受験する可能性があり、遠隔地の学生についてはオンラインを活用することで、教員も学生も両者が対策したい時に即時に日程を調整し、対策を行なうことが可能となっている。

〔改善の方向性・課題〕

共生科学部については、教員採用試験対策講座を行なっているが、採用試験を受験している学生の母数に対して講座受講者数は少ないと思われ、活用しない学生も多くいることが考えられる。この点に関して、教員採用試験対策講座の周知の方法を再検討したいと考えている。

教員採用試験の早期化・複線化の動向に対しても、教員採用試験対策講座の開催時期と回数については、全国の試験日程の傾向を見ながら、慎重に検討を重ねていきたいと考えている。特にオンライン講座については、早期化への対応策の一つとして、時期を含めて令和6（2024）年度の実施を検討したい。

教員採用試験の受験状況、また教員就職状況の調査については、卒業生への連絡を密にしたことで、令和5（2023）年度卒業生の回答率は前年度の約10%から約75%へと着実に上がっている。今後も連絡を強化し、状況把握を続けていきたいと考えている。

<根拠となる資料・データ等>

資料 2-2-1 令和5（2023）年度 教員採用試験対策講座 実施状況とアンケート集計結果

資料 2-2-2 星槎大学学生ポータルサイト「就職情報の提供」

基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

〔現状〕

共生科学部についての対応は以下の通りである。

本学の教職課程教育に当たっては、建学の精神に根付いた教育理念をもとに「ディプロマ・ポリシー」を定め、ディプロマ・ポリシーで示した学習成果としての資質・能力を身につけられるよう、「カリキュラム・ポリシー」を定めている。ディプロマ・ポリシーに示した「共感理解教育の理念を認識し、実践すること」「多様な人々や生命に対して、他者を認め、他者を排除せず、仲間を作るという星槎の三つの約束の精神に則って、共生社会の創造に貢献する姿勢を身につけていること」の育成のために必要な科目を配置し、教職課程カリキュラムとして編成している。

具体的なディプロマ・ポリシー達成のための科目配置については、各科目のシラバスに「学位授与の方針」との関係を示し、ディプロマ・ポリシーの具体的項目として基準領域1で先述したディプロマ・ポリシーのAからFの内容の一部またはすべてを網羅するようにシラバス上で授業計画を立てている。特に、各校種や教科の指導法に関する科目については、AからFのすべてにおいて関わるように設定されている。教職課程カリキュラムの総まとめとしての科目である「教職実践演習」については、ディプロマ・ポリシーの中でも特に「C. 共感理解教育の理念を認識し、実践すること。」および「E. 個人や社会にとって必要な課題の解決のため、自律的な課題探究能力を身につけていること。」の、共感理解教育の理念や自律的な課題探究能力について取り扱い、「人を認める、人を排除しない、仲間を作る」という星槎の三つの約束、「人と人、そして人と自然とが共生する社会の創造に貢献する」という星槎の教育理念を身に付けているかを最終確認している。そのため、「教職実践演習」については、通信教育課程であっても対面でのスクーリングを必須とし、全国各地の主要都市にて対面スクーリングを実施している。

また、本学の教職課程カリキュラムの授業科目は、文部科学省の「教職課程認定基準」に定められている学科相当性に基づき教職課程科目を開講している。「教育の基礎的理解に関する科目等」に関するカリキュラムについては、教職課程認定基準に基づく授業計画をシラバスに反映し、教職課程カリキュラムの編成を行なっている。

大学院教育学研究科においても同様に、カリキュラム・ポリシーに「高度な実践的指導力を備えた教員」を養成すると定めるとともに、ディプロマ・ポリシーに示す「自身が行う教育活動を基軸として広く共生社会の創出に貢献する力」の育成のため、必要な科

目を教職課程カリキュラムとして編成している。一方、教育実践研究科ではカリキュラム・ポリシーに「高度専門職業人養成に特化して、実践と理論に基づいた教育を重視する専門職大学院」として定めるとともに、ディプロマ・ポリシーに示す「教育に関して高度な専門性」等の育成のため、必要な科目を教職課程カリキュラムとして編成している。

〔優れた取組〕

共生科学部については、通信教育課程であることの学びやすさ、全国で多様な年齢や職業の学生が学んでいることの交流による強みを活かし、授業内でグループワークを積極的に取り入れて学びにつなげている。教員免許状取得における総まとめの科目である「教職実践演習」については、対面スクーリングを必須とし、全国の主要都市にて実施し、科目担当教員や学生同士が直接対面で模擬授業やディスカッションを行ない、ディプロマ・ポリシー達成の度合いを最終確認している。

大学院については、両研究科のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを踏まえた教職課程カリキュラムを構成し展開している。

〔改善の方向性・課題〕

共生科学部については、通信教育課程であることの学びやすさはあるものの、実践的指導力を身につけるために、模擬授業や場面指導といったオンライン自宅受講やオンデマンド授業では取り組みづらいと考えられる内容について、引き続き各科目での展開の工夫が求められていると考えられる。

また、共生科学部については、これまで幼稚園・小学校の初等、中学校・高等学校の中等で、それぞれ校種別の科目を開設していたが、令和6（2024）年度より新しいカリキュラムを予定しており、その中で一部の科目は校種共通開設となる予定である。これに伴い、校種別で指導していた内容を統合することによる課題については、科目担当教員と今後検討していく必要があると考えられる。

<根拠となる資料・データ等>

資料 3-1-1 教職実践演習資料

基準項目 3-2 実践的指導力育成と地域との連携

〔現状〕

共生科学部については、通信教育課程であっても、実践的指導力を育成するために、模擬授業の実施に力を入れていることと、社会人学生（現職教員で学んでいる学生を含む）との授業中の積極的なグループディスカッションを多く取り入れている。

模擬授業は、各教科の指導法の科目だけではなく、模擬授業に特化した選択科目の「授業実践演習」を開講している。この科目は、授業づくりの基礎となる授業デザイン、授業運営、授業評価の方法と技術を理解することを授業の到達目標及びテーマとし、授業コミュニケーションを中心とした授業の設計、模擬授業実施、学習指導案作成について指導をしている。令和5（2023）年度は、学校種に関係なく合同実施した。事前レポートとして、小学校向けの教材、中学校向けの教材をそれぞれ準備して学生に選択させ、模擬授業の準備（ワークシート、板書計画を含む）を行なった。スクーリングでは、学生それぞれについて模擬授業と振り返りを実施した。授業者の立場、児童生徒の立場の両面から模擬授業を体験させることにより学生自身の授業スキルの確認・評価・改善策を練り、小学校向け教材、中学校向け教材についてそれぞれ共通のものを使用することで同一教材での授業づくりの多様性についても学んでいる。科目修得試験において、模擬授業を踏まえた指導案、ワークシート、板書計画の作成、授業づくりについての振り返りを行ない、学んだことの達成度を確認した。

グループディスカッションは、教職課程の多くの科目に取り入れられ、履修者同士の活発な議論、発表の機会を多く設けている。入学後に受講する教職課程ガイダンスにて、まず多様な年齢、職業といった背景を持つ学生同士が出会い、交流することに始まり、各科目でも設定された課題に基づきグループディスカッションや発表を取り入れている。

ICTの活用については、教育実習において児童生徒の一人一台端末を使用した授業を体験する学生もいることから、情報処理等だけではなく、各教科の指導法や「教職実践演習」の模擬授業においてもその活用を進めている。

教育実習においては、各学生に個別指導の担当教員をつけて、実習前・実習中・実習後の完全個別指導体制を整え、教育実習が円滑に行なわれるよう指導をしている。そのため、教育実習で実践したことを即座に個別指導担当教員と振り返りを行なうことができ、理論と実践の往還による学びとなるようサポート体制を整えている。個別指導だけではなく、教育実習中に実習校を訪問する巡回指導についても、巡回指導を実施する自治体の他、実習校の希望を聴き取ったうえで実施し、巡回指導時にも指導をしている。

体験活動については、介護等の体験は社会福祉協議会と連携して実施しており、実施前には事前ガイダンスを行ない、実施後の振り返りは日誌（自己評価表を含む）記載をしている。介護等の体験は、本学では令和6（2024）年度より「大学が独自に設定する科目」の中に含まれ単位化されることにより、これまでの事前ガイダンスだけではなく事前学修への取り組みを行なっていく予定である。

同じく体験活動の一つである「学校ボランティア」については、希望学生に対して、科目担当教員が個別に事前面談を行ない、学校へのボランティア活動に対しての心構えや準備を共に行なっている。近年では、臨時免許状を持って学校現場にいる学生が、教員免許状取得のために勤めている学校にも相談のうえ、支障のない範囲で他の学校種での学校ボランティアの希望をする例も増えてきている。このように、初めて教員免許状を取得する学生に対してだけではなく、臨時免許状を持つ学生が学校ボランティアを経て教員への道を目指すというステップも具体的に学生に示しながら、「学校ボランティア」の科目を有効活用していきたいと考えている。「学校ボランティア」に関する教育委員会との関わりについては、コロナ禍以降は行なわれておらず、神奈川県教育委員会のスクールライフサポーターや、横浜市教育委員会のよこはま教育実践ボランティア等、各地域のボランティア内容については、学生ポータルサイトでも案内を行なっていることに留まっている。

大学院両研究科では、専修免許状取得を希望する院生は現職教員がほとんどであるため、実践的指導力の育成については、研修指導教員を中心とした個別指導を行なっている。研究指導教員の専門に応じて、発達障害などの個別の配慮が必要な児童・生徒について、授業やゼミ以外での勉強会を開く等、院生からの積極的な学びの希望に沿って指導を実施している。

〔優れた取組〕

共生科学部については、教職課程の科目の担当に実務家教員が多いことから、担当授業において実践的指導力を身につけられるような指導を行なっている。「学校ボランティア」や「教育実習」の科目においても、実務家教員が学生の個別指導にあたり、実施前から実施後までの振り返りを含めて、指導にあたっている。

〔改善の方向性・課題〕

共生科学部については、令和6（2024）年度より新たなカリキュラムが始まる予定で

あり、これまで幼稚園・小学校の初等と、中学校・高等学校の中等の校種別に科目が開設され、校種別（一部の科目では校種別からさらに教科別）で指導を行なってきたが、共通開設となる予定である。共通開設に伴い、今後、校種間で共通した理論や実践を学ぶことができ、幼小、小中、中高、と連続した教育に関する理解を深めることができると考えられるが、校種別指導については科目担当教員とも授業内容の議論を進め、令和6（2024）年度の開始につなげていきたいと考えている。

「教職実践演習」については、横浜市教育委員会や神奈川県内の公立・私立の学校にて導入されている ICT ツールの活用を今後もより一層進めていく予定である。

学校ボランティア活動については、学生側がコロナ禍において活動を控えてしまう傾向も見受けられたが、近年は学生からの希望の相談も増えているため、神奈川県教育委員会や横浜市教育委員会のボランティア活動について、教育委員会から意見を聴きながら今後ますます学生に対して活用を呼びかけていきたいと考えている。

<根拠となる資料・データ等>

資料 3-2-1 授業実践演習（初等・中等）シラバス

資料 3-2-2 教育実習のしおり

資料 3-2-3 社会福祉施設における介護等体験自己評価票

資料 3-2-4 学校ボランティア（初等・中等）シラバス

Ⅲ 総合評価（全体を通じた自己評価）

3年目となる教職課程自己点検・評価を通して、それぞれの基準ごとに明らかになっている課題から、今後の改善に取り組むための方向性を示していきたい。

「基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み」については、平成26（2014）年度より教職センターを設置し、教職センター運営委員会に所属する基幹教員や事務職員が、毎月の委員会だけではなく、随時情報共有しながら、学生の履修指導や教育実習の申請や実施等を行なっている。教職課程の科目を担当する非常勤講師に対しては、毎年3月に行われる教職課程会議にて、授業を受講した学生からの授業評価アンケートをフィードバックし、情報共有を行なっている。教員、事務職員共に、基幹教員・専任職員から非常勤教職員まで情報共有体制が整っているが、教職センター運営委員会や教職センターが中心となって進めていることに関して、一方的な運営とならないよう、非常勤講師や職員から積極的に意見を吸い上げる等の見直しをすることも検討していきたい。

本学に入学する学生の特徴として、高校を卒業してそのまま進学する学生だけではなく、他の大学でも学びながら併修で他教科や他校種の教員免許状取得を目指す学生、一度他の大学を卒業して社会人となってから再び本学に入学して教員免許状取得を目指す学生等、教員免許状を取得するという明確な目標を持った学生が多く在籍している。高校を卒業して進学してきた学生について、履修モデルを示しながら個別に履修相談を行ったり、レポート執筆のための授業等で教員が少人数のグループワークで指導を行ったりしているが、学生の中でも社会人学生や現職教員の学生については、入学直後から自身で学修計画を立て、自立的に学修を進める学生も多いものの、学生自身の仕事や生活との都合から教職課程ガイダンスの参加に至らず、各種手引等を参照しただけで学修を進めてしまうケースというのも多く見受けられるのが現状の大きな課題である。

これまでの教職課程自己点検・評価を通して、教職課程ガイダンスを入学直後に参加し、参加してから教職課程の科目の履修登録に進むよう、学生への情報発信の方法やガイダンスの実施形態の再考を進めている。令和7（2025）年度には改善した内容での実施をすべく、ワーキングを立ち上げ着実に準備を進めている段階である。

「基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援」については、確保に関しては各部署全職員が集まったの勉強会は継続的に実施し、教職課程における複雑な履修指導の理

解に努めている。教職センターが中心となってFD研修を企画する等、教授会の場だけではない教職課程の情報発信の機会も検討していきたい。育成に関しては、模擬授業やICTに特化した授業を展開しているが、各授業で行なわれている内容を教員同士で情報提供し合う場としては、非常勤講師も共に参加する教職課程会議の限られた場となるため、日常的に情報提供し合えるようなFD研修があっても良いと考えられる。キャリア支援に関しては、教員採用試験対策講座を行なっているが、全国各地に学生が在籍している本学にとっては、教員採用試験の早期化・複線化を見据えて、試験日が早まっている地域の学生も受講しやすい日程や実施のあり方について、全国的な傾向を見て検討が必要であると考えている。これまで、2次試験対策を受講した学生からは個別に可否や感想の連絡を受けていたが、令和6（2024）年度からは2次試験対策を受講した学生から意見を積極的に募り、令和7（2025）年度以降の講座へと活かしていきたい。

本学で学士を取得して卒業し、卒業時に教員免許状を取得する学生に対して、教員免許状取得状況や就職状況の調査の回答率は改善してきているものの、教員免許状を卒業までに取得できず一部の単位を残しそのまま科目等履修生となる者も一部いるため、引き続き追跡調査を行なっていくと共に、単位修得後の教職としての就職情報の提供や教員採用試験の情報について、科目等履修生も学生ポータルサイトより正科生と変わらない機会を提供していきたい。

「基準領域3 適切な教職課程カリキュラム」については、通信教育課程として全国に多様な学生が在籍する本学ならではの特色として、授業にて多様な年齢、職業、背景の学生同士がディスカッションをすることで、「共生」の理念を実践する場であることと、教育における実践力を高めていく効果が見込めると考えられる。

介護等の体験が令和6（2024）年度より科目となり、実際に介護等の体験に行く学生が翌年度の令和7（2025）年度からスタートするため、これまでの課題であった事後学修となる振り返りを十分に学生が行なえるよう体制を整えていくことが求められる。

大学院の両研究科に関しては、専修免許状取得を希望する院生に対して個別に履修相談を行ない、院修了まで随時学修状況を確認しながら、継続的なサポートをしている。今後は、大学院修了生や、現在大学院で専修免許状取得に向けて学んでいる院生にインタビュー等を行ない、共生科学部の教職課程の学生との交流や院生のインタビューを視聴できるような環境を整え、学部生が1種免許状取得後にさらに大学院で専修免許状取得のステップアップの道もあることを示していきたい。

IV 「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス

令和6（2024）年5月8日 第1回教職総合支援センター運営会議にて、教職課程自己点検評価の目的、進め方、役割分担について決定

令和6（2024）年5月15日 第1回学部教育連絡会議および第228回大学運営会議にて、教職課程自己点検・評価報告書の今年度の進め方について報告

令和6（2024）年5月22日 第2回学部教授会および第2回全学協議会にて、教職課程自己点検・評価報告書の今年度の進め方について報告

令和6（2024）年7月4日 教職総合支援センター運営委員ワーキングにて、教職課程自己点検・評価報告書の基準ごとの課題について協議・検討

令和6（2024）年9月5日 教職総合支援センター運営委員ワーキングにて、教職課程自己点検・評価報告書の基準ごとの課題について協議・検討

令和6（2024）年9月11日 第4回教職総合支援センター運営会議にて、教職課程自己点検・評価報告書の基準ごとの課題について協議・検討

令和6（2024）年10月9日 第5回教職総合支援センター運営会議にて、運営会議メンバー内のガイダンスに関するワーキングにて検討された内容の協議・検討

令和6（2024）年11月27日 第1回教職課程に関する課題ワーキングにて、各専攻の課題について共有・検討

令和7（2025）年2月19日 第9回学部教育連絡会議および第237回大学運営会議にて、教職課程自己点検・評価報告書の進捗状況について報告

令和7（2025）年2月26日 第9回学部教授会および第11回全学協議会にて、教職課程自己点検・評価報告書の進捗状況について報告

令和7（2025）年2月26日 第2回教職課程に関する課題ワーキングにて、各専攻の課題について共有・検討

令和7（2025）年3月12日 第10回教職総合支援センター運営委員会にて、教職課程自己点検・評価報告書の提出にあたり最終確認

令和7（2025）年3月19日 第10回学部教育連絡会議および第238回大学運営会議にて、教職課程自己点検・評価報告書の提出にあたり最終報告

令和7（2025）年3月26日 第10回学部教授会および第12回全学協議会にて、教職課程自己点検・評価報告書の提出にあたり最終報告